

# 実績評価書

(厚生労働省1(XIV-1-2))

施策目標名	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること。(XIV-1-2) 基本目標XIV: 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1: 電子行政推進に関する基本方針を推進すること						
施策の概要	社会保障分野における社会保障・税番号制度の円滑な導入を行い、 ・個人に関する記録の確実性の向上 ・申請時等における添付書類の省略による国民の利便性の向上 ・行政における確認事務等の効率性の向上 ・異なる制度間における給付調整の確実性の向上 などの実現を図る。						
施策実現のための背景・課題	1	現在、健康保険被保険者証(紙)による資格確認では、保険医療機関等で受診時に正しい被保険者資格の確認が行われなかった場合、保険者ではレセプトの返戻の事務コストが生じ、医療機関では診療報酬が支払われないなどの支障が生じている。					
	2	現在は氏名・性別・生年月日等で医療等情報の連結が行われているが、地域医療情報連携ネットワークを超えた患者の診療情報の照会・共有や、医学研究におけるデータの突合・収集が困難である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	医療保険のオンライン資格確認の導入			公的医療保険制度の公正な利用を確保するうえで必要があるため。		
	目標2 (課題2)	医療等分野における識別子の整備			〔「施策実現のための背景・課題」に同じ〕		
施策の予算額・執行額等	区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	22,464,887	24,032,109	8,675,966	32,113,109	14,916,679
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	21,250,465	8,498,619	17,655,928	4,353,765	
		合計(a+b+c)	43,715,352	32,530,728	26,331,894	36,466,874	
	執行額(千円、d)		40,462,595	9,741,275	625,200	12,039,482	
執行率(%、d/(a+b+c))		92.6%	29.9%	2.4%	33.0%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)		令和元年6月21日		Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society 5.0の実現 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。  「成長戦略フォローアップ」 (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保 ① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進 ア) オンライン資格確認等 ・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の2020年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 ・また、医療等分野における識別子(ID)については、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、2021年度からの運用開始を目指す。		

達成目標1について		医療保険のオンライン資格確認の導入								
測定指標	指標1 医療保険のオンライン資格確認システムの構築(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野36 i】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度のインフラを活用して、保険医療機関等において医療保険のオンライン資格確認を実施するためのシステムの設計・開発が必要であることから測定指標として設定した。</li> <li>・オンライン資格確認の導入等を内容とする「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)を含む健康保険法等改正法が通常国会で成立した(令和元年5月15日)。</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加することなどが盛り込まれた、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」が通常国会で成立した(令和2年6月5日)。</li> <li>・なお、医療保険のオンライン資格確認については、「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」に基づき、令和3年3月からの本格運用の開始に向けてシステム開発等を進めている。</li> </ul>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
-	-	-	100%	100%	100%	本格運用開始	○	○		
	年度ごとの目標値	/		-	-	仕様の検討	システムの調達作業	システムの設計・開発	/	

達成目標2について		医療等分野における識別子の整備								
測定指標	指標2 医療等分野における識別子に係る仕組みの整備(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野36 i】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度のインフラを活用して実施する医療保険のオンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用していくためのシステムの設計・開発が必要であることから、測定指標として設定した。</li> <li>・医療等分野情報連携基盤検討会において、平成30年8月に、個人単位化された被保険者番号を識別子の1つとして活用することが現時点においては現実的との結論を得た。</li> <li>・オンライン資格確認の導入等を内容とする「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)を含む健康保険法等改正法が通常国会で成立した(令和元年5月15日)。</li> <li>・「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」において、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当てを行い、2021年度からの運用開始を目指すこととされている。</li> <li>・令和元年10月、「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」において、オンライン資格確認システムや個人単位の被保険者番号を活用した医療等情報の連結の具体的な仕組みをとりまとめ公表。</li> <li>・NDB・介護DB等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができるようにする等の内容を盛り込んだ地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)が通常国会で成立したところであり、令和3年度中の運用開始を目指し施行準備を行っている。</li> </ul>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	-	-	100%	100%	100%	オンライン資格確認の導入の状況を踏まえ、早急に本格運用開始	○	○		
	年度ごとの目標値	/		-	-	医療等分野の識別子の在り方について検討	医療等分野の識別子の在り方について検討し、夏を目途に結論を得る	被保険者番号を医療等情報の連結に活用するための仕組みを検討	/	

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成)
	総合判定	(判定結果)A(目標達成) (判定理由) ・ 指標1については、令和3年3月からのオンライン資格確認等システムの稼働に向けて、達成基準としたプロセス(令和元年度:システムの設計・開発)を実績値100%で推移させているため。 ・ 指標2については、医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会で検討を行い、令和元年10月に報告書を取りまとめた。同報告書に基づき、令和3年10月のレセプト振替システム稼働予定にあわせ、履歴照会・回答システム等を稼働することを計画しており、達成基準としたプロセス(令和元年度:被保険者番号を医療等情報の連結に活用するための仕組みを検討)を実績値100%で推移させているため。
	施策の分析	(有効性の評価) ・ 指標1については、オンライン資格確認等システムを稼働させる上で重要な役割を果たす、中間サーバー機能のクラウド化、オンライン資格確認機能の構築、各種データ取込の設計・開発について、重点的な人員配置等を行うとともに、関係者との調整結果に応じて、令和3年3月からのオンライン資格確認等システムの稼働に支障がない範囲で当初の計画・予定を柔軟に変更し、変更後の目標に向けて概ね予定通り進捗させることができていることから、当該施策は有効に実施していると評価できる。 ・ 指標2については、医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会を令和元年7月に立ち上げ、データベースでの利用のユースケースに関して、具体的なスキームや、活用主体、管理・運営主体等を具体化するための検討を実施し、同年10月に報告書を取りまとめた。同報告書を踏まえ、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)において、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができるよう法的手当てを行うなど、予定通り進捗させることができ、当該施策は有効に実施していると評価できる。
		(効率性の評価) ・ 指標1については、オンライン資格確認等システムの稼働に向けた令和元年度の進捗は順調である。この過程では、厚労省職員による関係者への説明会を全国のブロック(北海道、東北、関東信越、近畿、中国、四国、九州)ごとに行うなど、予算によらない取組みも行っており、効率的に取り組んでいる。 なお、オンライン資格確認については、平成29年度に要件整理のための調査研究を行い、平成30年度から段階的に運用する予定であったが、システムの構築にあたって関係者との合意形成に時間を要したことや、開発コスト及び運用コストを削減する観点から段階的な運用をとりやめ、令和3年3月から本格運用するスケジュールに見直したこと等により、平成29年度、平成30年度及び令和元年度において、予算額の一部を翌年度に繰り越すこととした。 ・ 指標2については、医療等分野の情報の連結の仕組みの検討に当たって、個人単位化された被保険者番号を識別子のキーとすること、オンライン資格確認システムの機能を活用することなど、既存の仕組みやインフラを活用することとしており、効率的な取組を実現している。
		(現状分析) ・ 指標1については、令和元年度の実績値は100%であることに加え、平成29年度及び平成30年度についても目標値を達成しており、順調に推移している。今後は、オンライン資格確認等システムの本格稼働を確実に実現する必要がある。 ・ 指標2については、令和元年度の実績値は100%であることに加え、平成29年度及び平成30年度についても目標値を達成しており、順調に推移している。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) ・ 指標1については、目標達成に向けて順調に推移しており、オンライン資格確認等システムを確実に稼働させる。 ・ 指標2については、「目標値」欄中、「オンライン資格確認の導入の状況を踏まえ、早急に本格運用開始」を「令和3年10月のレセプト振替システム稼働予定にあわせ本格運用開始」へと見直したい。これは、履歴照会・回答システムの稼働が、オンライン資格確認システムだけではなく、レセプト振替システム稼働も必要な要件になっているためである。	

学識経験を有する者の知見の活用	第9回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキング(令和2年9月4日開催)で議論いただいたところ、効率性の評価欄に記載のとおり、平成29年度以降は予算の執行率が低い状態が続いていた一方で、各達成目標に係る測定指標については目標を達成し、施策として有効に機能していると記載されているが、平成29年度以降に当初想定していた計画を見直しているのであれば、その点を記載しなければ、有効性の評価と効率性の評価の記載内容が矛盾することとなる、といったご指摘をいただいた。 これを踏まえ、「有効性の評価」欄に、平成29年度以降に当初想定していたスケジュールも含めた計画変更を行い、変更後の計画に基づく目標を達成していると評価できる旨を追記した。
-----------------	---

参考・関連資料等	第118回社会保障審議会医療保険部会(健康保険法等の一部改正に関する法律の成立) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000517324.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000517324.pdf</a> 第3回健康・医療・介護情報利活用検討会(オンライン資格確認等システムについて参考資料) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000639831.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000639831.pdf</a> 医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会(医療等情報連結の仕組みの検討) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05744.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05744.html</a> 第122回社会保障審議会医療保険部会(検討結果の報告) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08063.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08063.html</a> 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(法的手当て) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html</a>
----------	---

担当部局名	保険局医療介護連携政策課 保険データ企画室 政策統括官付情報化担当参事官室	作成責任者名	保険データ企画室長 大竹 雄二 <sup>[注1]</sup> 大臣官房参事官(情報化担当) 三浦 明 <sup>[注2]</sup>	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---	--------	--	----------	--------

[注1] 達成目標1については、保険データ企画室長 大竹 雄二  
[注2] 達成目標2については、大臣官房参事官(情報化担当) 三浦 明